

東京都住宅供給公社の定期借家制度廃止に関する陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第 13 号

受理年月日 平成 23 年 6 月 13 日

付託年月日 平成 23 年 6 月 28 日

陳情者
.

陳情原文 東京都公社住宅自治会協議会（公社自治協）と加盟自治会との連携した定期借家制度の廃止活動を行っておりますが、未だ制度廃止の明確な回答を引き出すまでには至っておりません。この制度導入は期限付き（10年）で期限が来たら「追い出し」となり、短期入居ですから一般に町・自治会入会の意識は薄くなり、人づき合いや、地域の行事にも関心を持たなくなり、その家庭の子どもたちや高齢者たちも近所づき合いに疎遠になるでしょう。

私たちは、居住の権利が保障されていてこそ、安心してそこで生活し子育てをし、老後を過ごせます。東京都住宅供給公社は期間満了後の「再契約できる」という契約内容に変更しましたが、なぜ再契約なのでしょう。なぜ廃止ではないのでしょうか。即ち再契約では新規契約同様に募集家賃額が課されます。これでは継続家賃維持を阻止する狙いが目に見えています。今まさに、多くの借家人の居住を窮地に迫りやり、近隣地域の人と人との絆をも破壊させる制度の廃止をしていただきたいと、区民・都民は強く願うばかりであります。

江戸川区議会におかれましては、上記理由を考慮ご理解を賜り、東京都住宅供給公社一般賃貸住宅に導入されました定期借家制度（期限付き入居）につきまして、「住まいは人権」の立場から安心して住み続けられる住宅、健康に暮らせる環境を求め、定期借家制度撤廃の実現がなされますように、東京都知事への意見書及び東京都住宅供給公社理事長に対し、定期借家制度の早期廃止を求める要望書を提出していただきますよう陳情いたします。